

令和7年度 第4回野木町上下水道料金等審議会 議事要旨

- I. 日時 令和7年12月22日(月) 午前9時30分～午前11時30分
- II. 場所 野木町役場 本館2階大会議室
- III. 出席委員
寺内委員、藤本委員、渡邊委員、宮崎委員、梅澤委員、遠藤委員、舘野委員、梅津委員、三橋委員、大野委員
- IV. 事務局
知久産業建設部長、清水上下水道課長、荒井業務係長、吉田水道係長、岡田下水道係長、舘野主査
- V. 次第
 - 1 開会
 - 2 議題
 - (1) 前回からの変更案
 - (2) 水道事業の答申(案)について…資料1、資料2
 - (3) 下水道事業の答申(案)について…資料1、資料3
 - 3 その他
 - 4 閉会
- VI. 議事内容

(1) 前回からの変更案

○資料「前回からの変更案」を用いて、事務局から説明した。

1 前回からの変更案について

今回の変更点は、11 m³以降の従量料金を150円から152円に修正した点である。150円については、必要経費を、11 m³以上の有収水量で割り返した結果、151.67円という値になる。これを10円未満切り捨てで端数処理した結果、150円となった。

この端数処理は現行の料金が10円単位になっていることなどを考慮しての結果だが、改めて端数処理を1円未満四捨五入とし、試算した場合、単年度当たり約280万円差が生じる。より正確に積算するため端数を反映した152円を今回提示した。

端数を調整した結果、改定率は約24%の表現が約25%の表現へ修正となる。下水道使用料についても、水道事業と同水準として、進めてきたため、実際の単価表は変更していないが、24.02%の改定率を水道と同じく約25%という表現で進めていく。

(議題1に係る質疑等はなし)

(2) 水道事業の答申（案）について…資料1、資料2

○資料1「水道料金及び下水道使用料の適切な水準について」及び資料2「答申（案）のポイント（水道）」を用いて、事務局から説明した。

1 水道料金の見直しについて

(1) 水道事業の現状と課題 …資料1・2頁、資料2・2～5頁

野木町水道事業の経営状況は、1 m³当たりの給水収益単価（供給単価）が1 m³当たりの給水原価を下回り、料金収入では必要経費を賄えない状況となっており、令和4年度から3年連続で純損失を計上している。

管路施設については、既に耐用年数を超過したものが存在しており、さらに、今後10年間で約36キロが耐用年数を超える見込みである。施設の更新には多額の費用が必要となるが、経営が赤字基調にあるため、更新費用の大部分を借り入れに頼らざるを得ない。

令和5年度末の借入残高は6億5000万円であり、このままの経営を続ければ、令和11年度には約2.3倍の14億9000万円に達する見込みである。借入金の増加は、将来的に資金繰りを圧迫し、事業の持続性を損なう恐れがある。

現行料金は消費税率改定を除けば、平成元年度以来36年間据え置かれており、物価や人件費、資材費の上昇を鑑みると、現状に即していない。このため、料金水準の適正化は喫緊の課題である。

(2) 水道料金改定の水準 …資料1・2頁、資料2・6～7頁

地方公営企業の経営原則である独立採算性を踏まえ、適正な料金水準の確保について審議を行った。

料金水準の算定にあたっては、総括原価方式により、令和7年度から令和11年度までの5年間に必要な原価を算定した。

総括原価方式では、水道料金で賄うべき費用として、維持管理費、支払利息の他、将来の資産更新のための資産維持費を加えることとしており、その標準値は算定要領で3%と示されている。

しかし、資産維持費を一度に反映させると料金の急激な上昇を招くため、今回は資産維持費の計上を見送り算定を行った。

その結果平均供給単価で約25%の引き上げが適当であると判断した。これにより、赤字の改善と内部留保資金の確保が図られる見込みとなる。

(3) 水道料金の体系 …資料1・3～4頁、資料2・8～13頁

ア. 料金体系の選定

野木町では、形式上は用途別であるものの、実際には用途に関わらず同一の料金となっている。

用途別料金体系は、生活用や業務用などによって料金が変わるため、同一の口径（同一の給水能力）であっても、用途により差が生じる可能性がある。

口径別料金体系では、使用する口径の大きさに応じて料金を区分するため、給水装置の能力に応じた費用負担の公平性が確保される。用途別料金体系と比較すると、明確性および公平性の両面において、より適正な仕組

みとなる。

これらを踏まえ、公平な費用負担および明確な料金設定とするため、現行の用途別料金体系から口径別料金体系に移行することが適当であると考えられる。

イ．基本水量制の廃止

野木町では、基本料金に 10 m³の基本水量が含まれている。基本水量制とは、基本料金に一定の水量を含め、町民が最低限の生活用水を確保できるようにするための制度である。しかし近年、核家族化や単身世帯の増加により、基本水量に満たない使用者が増加しており、料金の公平性の観点から課題が指摘されている。算定要領においても、基本水量を付与する料金は、料金の激変を招かないよう漸進的に解消するものとする、とされており、野木町としても基本水量制を廃止することが妥当である。

ウ．基本料金と従量料金

現行では、用途別料金体系を採用していることから、少量使用者層の負担が少なくなっている。口径別料金体系の変更や、基本水量制の廃止を踏まえた場合、使用する口径によって改定率の偏りが生じるため、激変緩和の措置を講じることが必要である。そのため、逡増制の従量料金を設定し、口径間による改定率の偏りを抑制した料金体系（資料 1・4 頁参照）が望ましい。

（４）料金改定の時期 …資料 1・4 頁、資料 2・14～15 頁

野木町の水道事業は長期間にわたり料金を据え置いてきた結果、料金回収率が 100%を下回り、純損失が継続している。この状況は地方公営企業として早急な是正が求められる。

料金引き上げによる家計への影響を考慮すれば、慎重な判断が必要であるが、改定時期を先延ばしにすることは結果的に改定幅の拡大に繋がる。

一方、消費税改定を除けば、平成元年度以来の改定となるため十分な周知期間を確保し、使用者の理解を得ることが重要である。

これらを総合的に勘案し、改定時期を令和 8 年 10 月 1 日とすることが適当である。

3 附帯意見

（下水道事業の前に先行して説明）

（１）上下水道事業の定期的な見直し

料金等の算定期間は一般的に 3 年から 5 年程度に設定されているが、経営の不安定化が懸念される場合には、期間を待たずに見直しを行うことが適当である。

見直しに際しては、経営指標や物価動向等を踏まえた明確な判断基準を設定し、透明性の高い手続きを確保することが求められる。

（２）料金改定の周知徹底

今回の改定率は比較的高い水準となっているため、町として積極的に広

報活動を展開し、改定の理由や背景、今後の見通し等について住民に理解を深めてもらえるよう努めることが重要である。

特に広報誌やホームページ等の手段を活用し、タイムリーかつ丁寧な情報提供を行うことが望ましい。

(3) 業務改善、経営健全化の推進

水道料金等は町民生活に密接に関わるものであり、その影響は大きいため、財政収支の改善に当たっては、料金等の改定のみには依存するのではなく、業務の効率化や経営の合理化を推進することにより、経費の削減と経営の安定化を図ることが重要である。

さらに設備更新計画の最適化やデジタル技術の活用などを通じ、持続可能な経営基盤の確立に向けた長期的なコスト削減策を検討することが求められる。

(参考) 水道料金の比較 …資料2・17頁

茨城県における広域化も控えているため、茨城県、栃木県との市町村比較をした。改定後も引き続き低い水準となる。今までは長期間据え置きの体系とされてきたため、今後は短期間において、検討していく必要がある。

(以下、議題2に係る質疑応答)

質問 1

資産維持費の計上について、急激な上昇を抑制するため、今回は含めないこととしているが、今後どのように考えているか。

回答 1

急激な改定に繋がるため、今回の計上は困難であるが、資産維持費自体は将来的に水道事業の資産を維持していくために、料金に反映すべきものであるため、転嫁をしていく必要があると考えている。

ただし、一度に転嫁することは難しいため、今後定期的な見直しをしていく中で、例えば1%、2%と段階を踏んで、少しずつ町民生活に影響が少なくなるようにという形で検討していきたい。

質問 2

思川浄水場の経過年数、耐震性は。

回答 2

昭和49年に竣工で50年ほど経過している。耐震性は確保されていない。

質問 3

料金収入以外の収入はどういったものがあるか。

回答 3

指定工事店の登録手数料などの収入がある。

また、今回の試算には含まれていないが、今後量水器を売り払って新たな収入を確保していくことを検討している。

質問 4

業務改善と経営健全化として挙げているデジタル化では、例えば検針のデジタル化や広域化事業などを絡めて実施していくこととなるのか。

回答 4

デジタル化による検針の遠隔化は他自治体の事例はあるが、小規模の自治体では必ずしも削減に繋がらない部分もある。

広域化事業では AI による管路の診断などの話もあるため、ほかにも水道事業として有利である判断ができたならば、積極的に活用していくことを考えている。

質問 5

答申で住民への理解を挙げていた中で、浄水場の更新にお金がかかることなど、町民の方にご理解いただく必要がある。先日、広報の第 1 号を発行していたが、引き続き、第 2 号、第 3 号を発行する考えはあるか。

回答 5

まだ作成には至ってないが、今回の改定について第 2 弾として発行することを考えている。議会に承認いただけた場合、4 月以降の発行を想定している。

質問 6

令和 4 年度から赤字となっているが、それまでの利益分はどうなっているか。

回答 6

利益については、維持管理に要する経費として計上されている収入支出の差が反映されているが、その他に資産投資に回す財源が必要なため、そういったものに充てている。

質問 7

答申書は町民の方が見られるか。そうであれば改行などをした方が見やすくなるのでは。

回答 7

ホームページに掲載を予定しているため、ご指摘のとおり修正する。

質問 8

基本水量制の廃止に関連して 1 m^3 ～ 10 m^3 の単価を 30 円としているが 30 円の設定によってどのくらい引きあがるか。

回答 8

基本水量を据え置いた場合は 11 m^3 以降の単価が 170 円程になる。

質問 9

附帯意見として、今後も定期的な料金の見直しを記載しているが、今まで基本水量としていた部分（1 m³～10 m³の従量料金）も含めて見直しをしていく理解でよろしいか。

回答 9

ご認識のとおり、従量料金に限らず、水道料金の体系として全般的に定期的な見直しを検討していく。

質問 10

附帯意見として挙げている業務の効率化や経営の合理化について、具体的にどのようなことを想定しているか。

回答 10

一番大きなものとしては水道事業の広域化を想定している。思川浄水場の更新を控えているなか、広域化によって国の有利な補助金を活用することができる。

そのほか、不要になった量水器の売却によって収入を増やすことや、広域化に関連して、AIによる管路診断で効率的に管路更新を行うことで、経費の削減を想定している。

(3) 下水道事業の答申（案）について…資料1、資料3

○資料1「水道料金及び下水道使用料の適切な水準について」及び資料3「答申（案）のポイント（下水道）」を用いて、事務局から説明した。

2 下水道使用料の見直しについて

(1) 下水道事業の現状と課題 …資料1・5頁、資料3・2～5頁

野木町の下水道事業は、公共下水道事業と農業集落排水事業の二つで構成され、いずれも同一の使用料体系のもとで運営されている。コロナ禍では一時的に増収となったものの、人口減少等により、今後は減少傾向が続く見込みである。現状では、汚水処理に要する経費が、下水道使用料収入を上回り、不足分を一般会計からの基準外繰入金で賄う状況が常態化している。基準外繰入金は、下水道を利用していない町民の税金が投入されているため、公平性の観点から削減に努める必要がある。下水道管は今後10年間で延長約15kmが耐用年数を迎える見込みである。今後、施設の更新に向けた財源の確保が求められる中、下水道事業は多額の整備費用を要する特性があり、現在約37億円の借入金残高を抱え、毎年約3億8000万円の返済を行っている。現行の使用料体系は、消費税改定を除けば、平成9年度以来28年間変更されておらず、利用者負担として適正な下水道使用料の水準となっているか、慎重に議論を進めた。

(2) 下水道使用料改定の水準 …資料1・5頁、資料3・6～7頁

現行水準を維持した場合、一般会計からの基準外繰入金に依存した経営とならざるを得ないことから、独立採算制の実現を目標に、適正な使用料収入の確保について審議を行った。審議では、基準外繰入金を前提とせず、総括原価方式による算定かつ借入金返済に要する資金不足分を加味した試算を行った結果、経費回収率を100%以上の達成および資金不足の解消をするには、現行水準から約71%引き上げることが必要な試算となった。これは、多額の設備投資を必要とする下水道事業の特性として、借入金残高が高水準となる傾向や、平成9年度以降、消費税改定を除き、使用料を据え置いてきたことが主な要因である。試算通りの改定では、町民生活への影響が大きいことから、改定率の緩和を考慮して議論を重ねた結果、約25%の引き上げとすることで、町民生活への影響を抑制しつつ、水道料金と同水準で町民に理解されやすく、基準外繰入金の抑制を図ることが可能であると考えた。

(3) 下水道使用料の体系 …資料1・6頁、資料3・8～12頁

ア. 使用料体系の選定

野木町は現在、二部使用料制および累進使用料制を採用している。累進使用料制は、水量の増加に応じて単価を高く設定するものであり、大量排水者は固定費の負担割合が相対的に増加する傾向にあることから、この制度を採用している。公益社団法人日本下水道協会の調査によれば、全国の約77%の自治体が累進使用料制を採用している。これらの状況も踏まえ、二部使用料制および累進使用料制を継続することが適当であると考えた。

イ. 基本水量制の廃止

野木町の下水道使用料では、基本料金に 10 m³の基本水量が含まれている。基本水量制は、日常生活において最低限必要な排出量を考慮するために設けられた制度であるが、使用者間に負担の不公平が生じるなどの課題がある。国の方針でも、この制度の廃止が望ましいとされている。これらを踏まえ、基本水量制を廃止することが適当である。

ウ. 基本使用料と従量使用料

水道事業と同様に、水需要が減少傾向にある中で、安定した経営を確保するためには、使用料の底上げが必要である。二部使用料制および累進使用量制については、これまで通りとするが、基本水量制の廃止により改定率に偏りが生じる恐れがあるため、使用者間の影響の差を緩和することを念頭に検討した結果、次に示す使用料体系（資料 1・7 頁参照）が望ましいと考える。

(4) 使用料改定の時期 …資料 1・7 頁、資料 3・13～14 頁

下水道事業は、供用開始から長期間にわたり使用料が据え置かれており、使用料回収率が 100%を下回っている。このため、不足している財源を一般会計から補填している状況が続いている。地方公営企業法では独立採算制が経営の原則とされており、早急な経営改善が求められる。

使用料の引き上げは、住民の家計に直接影響を及ぼすことから、慎重な判断が求められるが、使用料改定の先送りは、将来的により大きな改定幅を招く恐れがある。

一方で、今回の改定は消費税率改定を除けば初めての実質的な改定であるため、利用者に十分な理解が得られるよう努めることが重要である。これらの点を総合的に勘案し、周知期間を確保した上で、早期の対応を図るため、改定時期は令和 8 年 10 月 1 日とすることが適当である。

(参考) 下水道使用料の比較 …資料 3・16 頁

下水道事業は、茨城県の広域化の予定は無いが、水道事業では提示したため、参考として茨城県の情報も掲載している。水道事業と同程度の改定率だが、下水道事業の方が上位となる見込みである。

現在物価の高騰も著しく、使用料の見直しを図る市町村も増えている中で、今後も近隣の動向も注視しつつ、これからは水道事業と同様に、短期間で検討していく必要がある。

(以下、議題 3 に係る質疑応答)

質問 1

広報のぎ 1 1 月号で執行状況の中間報告がなされている。歳入の執行率が水道事業は 40.3%に対し、下水道は 72.5%になっている。なぜ下水道事業は高くなっているのか。

回答 1

水道事業の主な収入源は料金収入であるが、下水道事業は使用料収入と併せて一般会計からの繰入金も収入として存在しているため。

質問 2

基準外繰入金は公平性の観点から削減が必要であるとされているが、ここでいう公平性とは、公共下水道を使用されていない方の負担も、税金を通して生じているから、公平性を損なうこととなる理解でよろしいか。

回答 2

ご認識のとおり。

質問 3

基準外繰入金は現状どの程度発生していて、今回の改定でどの程度になるか。

回答 3

予算ベースのおおよそとして、会計全体で約4億円の繰入金が存在している。そのうち基準内が約2億4000万円あり、残りの約1億6000万円が基準外繰入金となる。

今回約25%の引き上げをした場合、単年度で約4千7000万円の収入を見込んでいるため、差引で約1億1000万円が基準外繰入金として残ると思われる。

質問 4

今まで下水道事業会計は独立採算制であるにも関わらず、基準外繰入金に関する議論や問題提起がされてこなかったと認識している。そもそも基準外繰入金は野木町独自のものなのか、また、基準外繰入金自体に問題はあるのか。

回答 4

制度に基づくものについては基準内繰入金となり、基準外繰入金は自治体ごとの考えに基づく認識しているため、そういった意味であれば独自となる。

ただし、多くの自治体で基準外繰入金は発生している状況であり、下水道事業は特性上かなりの設備投資を伴う事業でもあるため、現実的には下水道事業だけで賄っていない現状がある。

本来は下水道事業で賄うことが理想的な状況である。

質問 5

公費負担については雨水処理に関してのみか。汚水処理に要するランニングコストは使用料だけで全て賄うべきものなのか。

回答 5

公費負担については雨水処理に関する経費を代表的に記載しているが、そのほかに分流式下水道に要する経費などがある。細かい部分だと職員の児童手当などもある。これらについては国から毎年基準が示されている。

質問 6

基準外繰入金は問題視すべきことか。(恒常的に他自治体も含めて、発生している点を踏まえて)

回答 6

基準外繰入金をもらわないことが本来正しい形である。ただし、野木町の実情においては、利用者の費用負担が高くなるため、現時点では現実的ではないと考えている。

質問 7

改定後の使用料比較では、栃木県では上位になるが、茨城県では中間くらいになっている。栃木県では基準外繰入金を多く投入して使用料を低く抑えているなど、そういった情報はあるか。

回答 7

他自治体の状況を細かく分析にまでは至っていない。

基準外繰入金の有無も料金へ反映されると思われる。そのほか人口が多く面積が少ないなどの事業効率、集合処理の規模による費用の削減など様々な可能性が考えられる。

全体を通してのご意見

・野木町は子育てがしやすい町という声を聴いている。30数年間水道が値上げされなかったことに気が付き、今現在大人である世代が、将来子どもたちのために上下水道事業を妥当な価格をもって施策をやっていることを、知恵を出し合い、住民の方に周知していくことを考えていきたい。

・下水道事業が受益者負担になっておらず、一般会計から補てんされていることを、これまで住民の方にお知らせしていなかったと思う。町民の方に説明するのは非常に難しい部分ではあるけれど、全般的に水道、下水道の仕組みや値上げしなければならぬ理由など説明が全然足りていなかった。最近では広報を作っているが、知っていただく努力を引き続きやっていただきたい。

全体を通してのご意見 (反対)

・最近、宇都宮市が改定をしているが、水道料金の上げ幅に比べて下水道使用料の改定率を下げている。野木町の今回の改定率は水道と下水道で同等のものとなっており、下水道では基準外繰入金を解消することが重要ではあるけれども、(基準外繰入金が発生している実情を) 実際は何も問題にしていないという実態、経緯がある。それらを踏まえると、下水道使用料をここまで上げることに疑問を覚える。そのため、今回の答申の案については、このままの形では賛成しかねる。

反対意見があったため採決を行った結果、
答申(案)について、賛成多数により承認された。